

## 第4回佐伯市廃棄物減量等推進審議会

令和4年8月25日(木) 午前10時00分～

エコセンター 番匠 大会議室(佐伯市東浜1番38号)

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

議題1 収集方法とごみ処理手数料の見直しについて(諮問)

議題2 収集方法とごみ処理手数料の見直しについて(審議)

4 その他

(1) 今後の予定

(2) 第2次ごみ処理基本計画(仮称)の策定状況

5 閉 会

# 議題1 市長からの諮問

佐清第153号

令和4年8月19日

佐伯市廃棄物減量等推進審議会

会長 宮崎 正豊 様

佐伯市長 田中 利明



収集方法と手数料の見直しについて（諮問）

上記のことについて、佐伯市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年佐伯市条例第203号）第8条第1項の規定により下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

## 記

- 1 諮問事項 家庭ごみの収集方法を変更すること及びごみ処理手数料を改定することの適否について（別紙のとおり）
- 2 変更及び改定することが適当であると認められる場合
  - (1) 収集方法について
    - ア 乾電池・蛍光灯
    - イ 粗大ごみ
    - ウ 多量ごみ
  - (2) ごみ処理手数料について
    - ア 粗大ごみシール
    - イ 家庭の多量ごみ収集
    - ウ 犬、猫等の死体収集
    - エ 家庭の搬入ごみ処理
- 3 添付資料
  - (1) 別紙1 ごみの収集方法の見直し（変更案）
  - (2) 別紙2 ごみ処理手数料の見直し（改定案）

市民生活部 清掃課 庶務係  
担当 古岡  
電話 22-3984（直通）

別紙1 ごみの収集方法の見直し（変更案）

区分		現行	変更案	頻度	備考	
生活ごみ	燃えるごみ	定期収集 (ABCD委託)	変更なし	1週間に2回	集積所(指定ごみ袋)	
	燃えないごみ			4週間に1回		
	資源(ビン・カン・パット、紙)			2週間に1回	集積所	
	ア 乾電池・蛍光灯	旧佐伯市外	定期収集 (BCD委託)	定期収集 (ABCD委託)	1週間に2回	集積所(変更なし)
		旧佐伯市内	拠点収集 (市直営)			拠点→集積所へ
	小型家電		拠点収集 (市直営)	変更なし	1週間に2回	拠点の公共施設
	イ 粗大ごみ		定期収集 (CD委託)	廃止	——	定期収集を廃止
イ 少量の粗大(1組まで)		—	戸別収集 (市直営)	4週間に1回 (予約制)	自宅前(シール制)	
一時的	ウ 家庭から出る多量ごみ	戸別収集 (市直営)	変更なし	予約制	自宅前(現金制)	
		—	訪問収集 (許可業者)	予約制	屋内からの搬出も可能(業者設定)	
事業系ごみ(一般廃棄物)		許可業者 (自己搬入)	変更なし	随時	自己搬入又は許可業者	

見直し案による変更点

- ア 乾電池・蛍光灯 旧佐伯市内では拠点回収のみであったため、集積所に出すことができるよう、全域で定期収集を開始
- イ 粗大ごみ 市内全域で統一し、集積所まで運ばず家の近くに出せるよう、地区ごとに収集日を設定し、予約制での戸別収集を開始
- ウ 多量ごみ 家から運び出すのが困難な人のニーズに応えるため、新たに搬出から収集運搬までを含めた「訪問収集」の実施に向け、廃掃法の基準を満たす業者の認定許可制度を確立



別紙2 ごみ処理手数料の見直し（改定案）

区 分		現 行	改定案	備 考	
家庭 ごみ 収集	指定ごみ袋（大）	30円/枚	変更なし	集積所	
	指定ごみ袋（小）	15円/枚	変更なし		
	ア 粗大ごみシール		100円/枚	<b>500円/枚</b>	集積所→戸別収集へ
	イ 一時的に 多量に排出 されるごみ	大型車	4,400円/台	<b>18,700円/台</b>	戸別収集
		中型車	2,200円/台	<b>8,800円/台</b>	
		小型車	1,100円/台	<b>3,300円/台</b>	
特定家庭用機器廃棄物		2,200円/台	変更なし	家電リサイクル対象品を 持ち込んだ場合	
ウ 犬、猫等の死体収集		550円/体	<b>1,100円/体</b>	戸別収集 (公共の場所を除く。)	
自己 搬入	エ 一般家庭からのごみ	50kgまで 50円 100kgまで 100円 100kgを超えると 50円/10kg	<b>100円/10kg</b>	単純従量制へ (指定ごみ袋入りと資源物 のみは無料)	
	事業活動に伴うごみ		100円/10kg	変更なし	